

# 大豊町

# 地域福祉計画

第3期（令和4年度～令和8年度）



令和4年3月

（令和6年2月変更）

大 豊 町

## 目次

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 地域福祉とは	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の根拠となる法律	3
5 計画の策定方法	4
6 計画期間	4

### 第2章 大豊町の概況

1 人口・世帯の状況	5
2 要介護・要支援認定者数の状況	8
3 障害者手帳所持者の状況	9
4 生活保護世帯の状況	10

### 第3章 計画の基本的事項

1 基本理念	11
2 基本目標	12
3 施策の体系	13

### 第4章 施策の展開

#### 基本目標1 安心の仕組みづくり

推進目標1 総合的な支援体制づくり	14
推進目標2 生活サービスの充実・創出	16
推進目標3 あったかふれあいセンター事業の強化	17

#### 基本目標2 安心の地域づくり

推進目標1 生きがいと交流の場づくり	18
推進目標2 住民活動の推進	18
推進目標3 防災と災害時の要支援者対策	19

#### 基本目標3 安心の基盤づくり

推進目標1 地域福祉への意識づくり	20
推進目標2 生活困窮者への支援	20
推進目標3 権利擁護の推進(第2期成年後見制度利用促進計画)	21
推進目標4 再犯の防止等の推進(大豊町再犯防止計画)	22
推進目標5 男女共同参画の推進	

(大豊町男女共同参画計画・大豊町女性活躍推進計画・大豊町DV対策基本計画) 22

### 第5章 計画の推進

1 計画の推進と評価	24
2 計画の普及と啓発	24

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

大豊町では、様々な福祉に関する課題に柔軟に対応していくため、平成24年3月に「第1期大豊町地域福祉計画」を策定し、平成29年3月に「第2期大豊町地域福祉計画」を策定しました。

第2期計画策定から5年が経過し、人口は減少しているが、高齢化率は平成29年度に比べ約3.0%上昇し58.9%を超えました。高齢化率の上昇に伴い、高齢独居世帯、介護を必要としている人や支援を必要としている人の割合が増加し、新たな課題が発生するとともにニーズが多様化しています。このような課題に対応し、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるようにするために、地域福祉をさらに推進する必要があります。

また、第2期大豊町地域福祉計画が終了することから新たな国や社会の動向を踏まえ、地域における福祉課題を整理し、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携及びこれまで地域を支えてきた各種団体が協働して、地域福祉を進め、誰もが安心して生活が送れる地域社会の実現を目的とし、第3期大豊町地域福祉計画を策定します。

## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、「誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO（特定非営利活動団体）、社会福祉協議会、社会福祉団体などが、多様なつながりを活かし協力して、地域共生社会の実現に向けて地域の課題を「我が事、丸ごと」として捉えて解決に向けて取り組んでいくこと」とであるとされています。

### ■「自助」「共助」「公助」の役割

地域共生社会の実現を推進していくためには、住民、地域、行政がそれぞれの役割を担ったうえで「我が事、丸ごと」として地域課題を捉え包括的な支援を進めていく必要があります。

#### ◇自助

個人や家族による支え合い・助け合い

#### ◇共助

地域住民、自治会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所、社会福祉協議会等による支え合い・助け合い

#### ◇公助

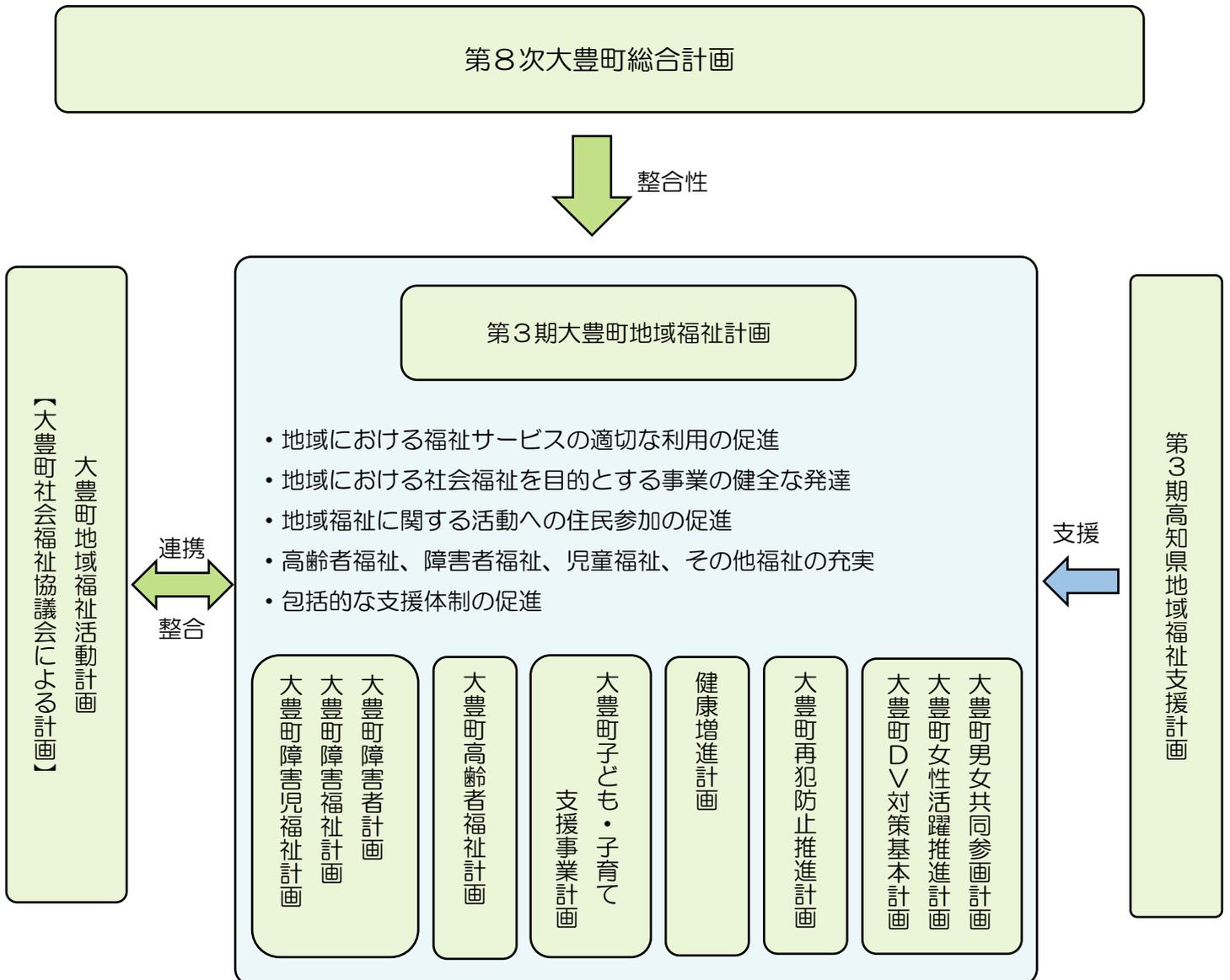
行政による取り組み・サービスの提供



### 3 計画の位置づけ

本計画は、町行政の基本計画である「第8次大豊町総合計画」の個別計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。

また、個別分野計画や社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合性を図りながら、各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを推進する役割を担っています。



## 4 計画の根拠となる法律

本計画は、社会福祉法第 4 条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第 107 条他の規定に基づき、市町村が策定する計画です。

### 【社会福祉法（一部抜粋）】

（地域福祉の推進）

#### 第 4 条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

#### 第 6 条

国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

#### 第 106 条の 2

社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を請けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要が有ると認めるときは支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

#### 第 106 条の 3

市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（市町村地域福祉計画）

#### 第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

## 5 計画の策定方法

令和3年度に各種団体の代表、福祉関係の事業者及び学識経験者等で構成する大豊町地域福祉計画策定推進委員会において計画策定に係る審議・検討を行い、原案を調整しました。

## 6 計画期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、国、県等の動向及び社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

年度	H24	～	H28	H29	～	R3	R4	～	R8
地域 福祉計画	第1期計画			第2期計画			第3期計画		

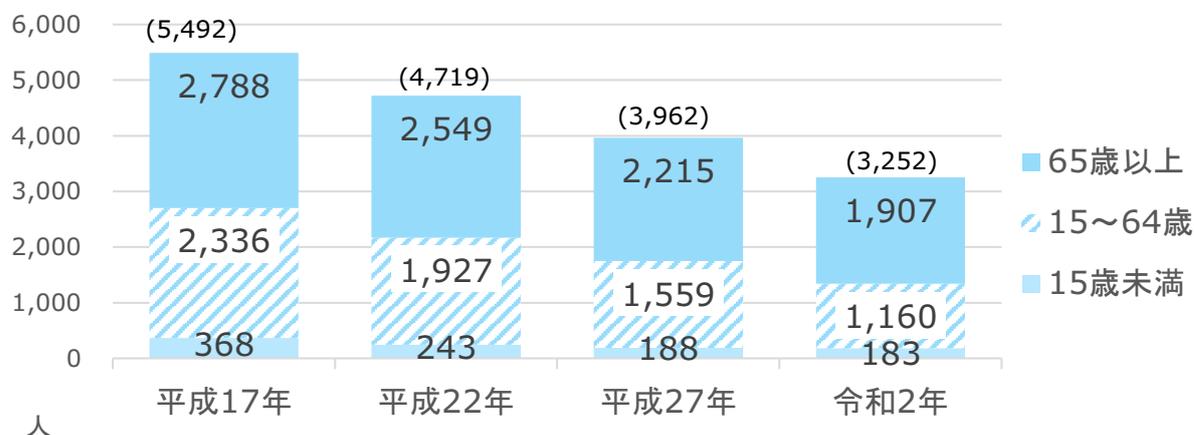
## 第2章 大豊町の概況

### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の推移

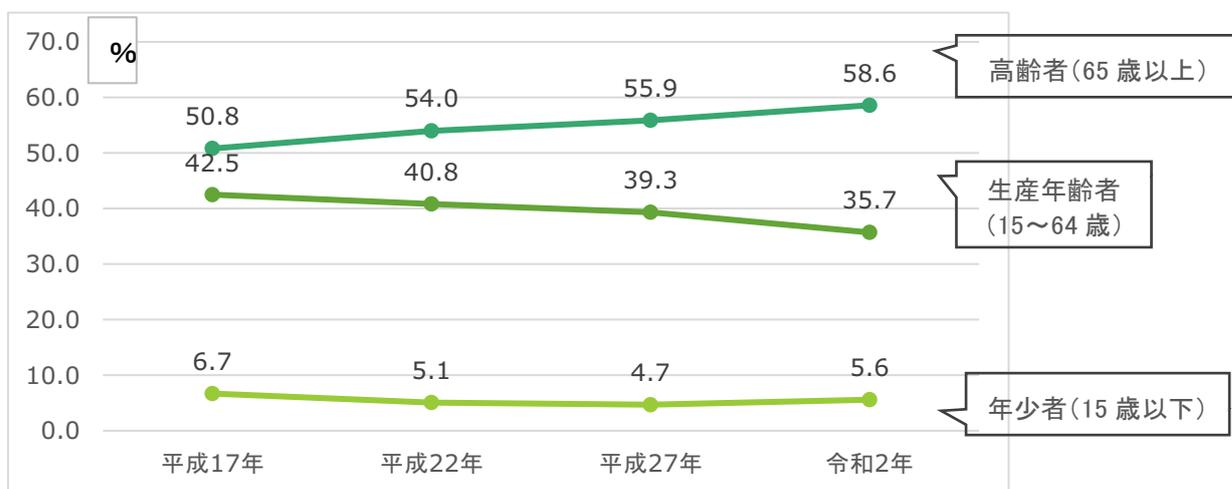
平成27年の国勢調査から我が国の人口は減少傾向となりました。本町においてもより人口減少と少子高齢化は進んでおり、人口は令和2年には3,252人となり、平成17年と比べると2,240人(40.7%)の減少となっています。構成別に人口推移をみると、平成17年に生産年齢人口(15~64歳)の割合を高年齢者人口(65歳以上)の割合が上回り、令和2年には高年齢者人口の割合は全体の58.6%となっています。これは町民の半数以上が65歳以上であるということを表しています。

【人口(年齢3区分)の推移】



資料：国勢調査

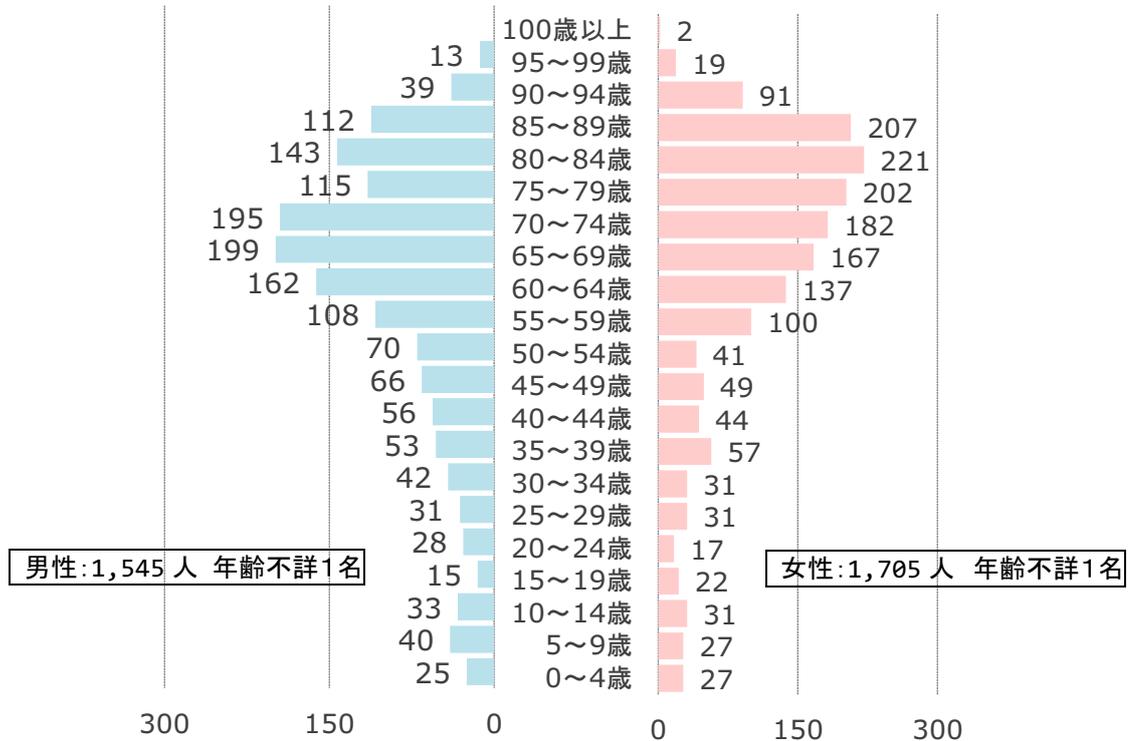
【年齢3区分構成比の推移】



資料：国勢調査

## (2) 人口ピラミッド

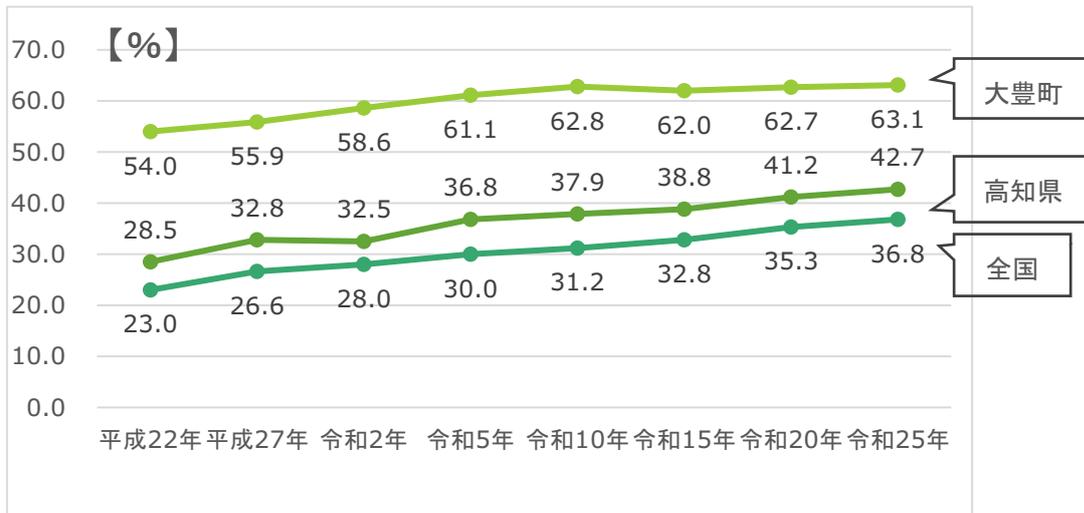
5歳区分の人口ピラミッドによると、男性では65～69歳、女性では80～84歳が最も多く、男女とも54歳以下が極端に少ない人口構成となっています。



資料：国勢調査

## (3) 高齢化率の推移・予測の比較

令和2年の国勢調査によると本町の高齢化率は58.6%となっています。高知県の平均(32.5%)より26.1ポイント高く、また国の平均(28.0%)より30.6ポイント高くなっています。今後も高齢化が進むと予測され、本町では近い将来60%を超えると考えられています。

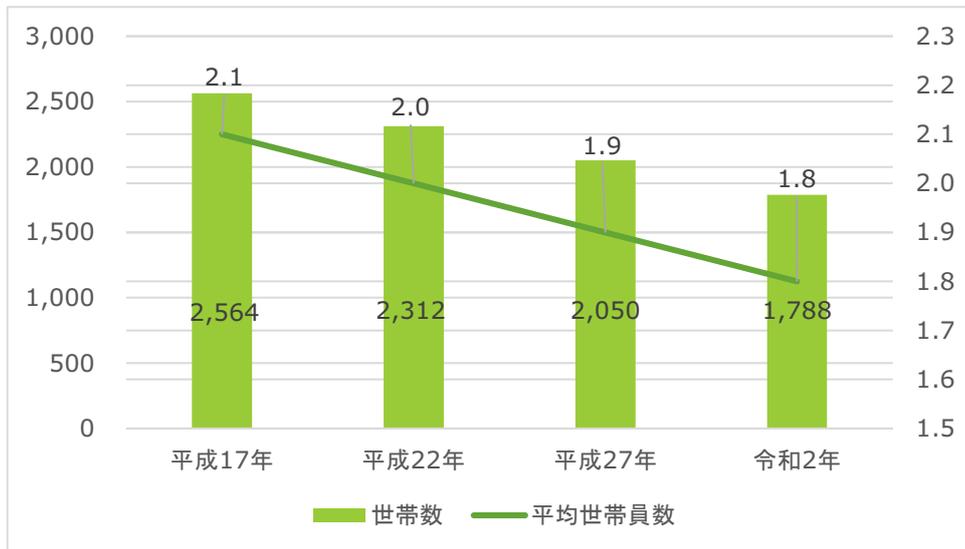


資料：平成22年～令和2年は国勢調査

令和5年～令和25年(推計)は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)

#### (4) 世帯数及び平均世帯員数の推移

世帯数は令和 2 年の国勢調査の結果、1,788 世帯となっており、15 年前の平成 17 年と比較すると 776 世帯 (43.4%) 減少となっています。平均世帯員数においては、平成 27 年の国勢調査結果で 1.9 人となり、初めて 2 人を下回る結果となりました。このことにより、家族内の支え合いの力の低下が懸念されます。



資料：国勢調査

#### (5) 高齢独居・高齢夫婦世帯数とその割合の推移

高齢独居世帯数は平成 17 年からはほぼ横ばいに推移していますが、高齢夫婦世帯及びその他の世帯数は減少しており、全体に占める割合をみると高齢独居世帯数の割合が年々増加しています。平成 17 年に全体の 25.9%であった高齢独居世帯数の割合は令和 2 年には 34.7% となっており、全体の 3 割を超えています。また、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯を合わせると、令和 2 年では全体に占める割合は 56.9%となっており、2 世帯に 1 世帯は高齢独居世帯または高齢夫婦世帯であることとなります。



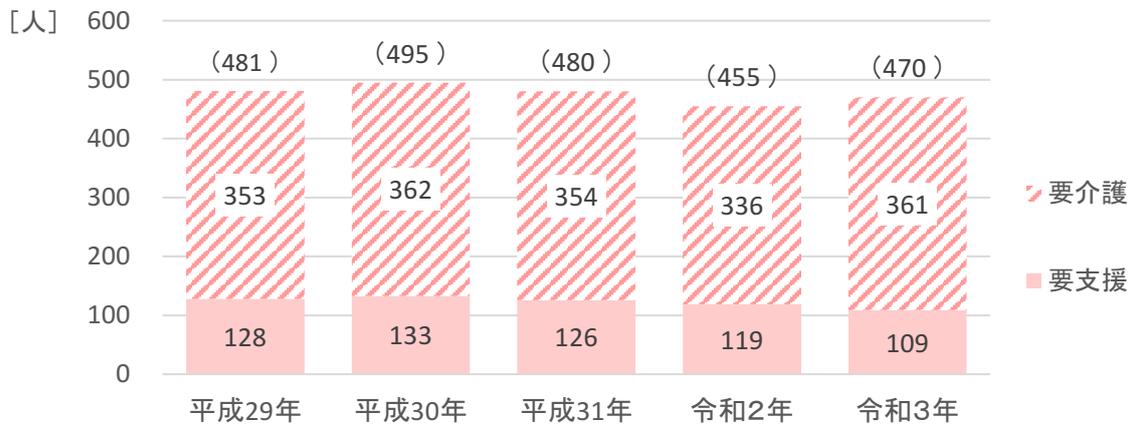
資料：国勢調査 (※施設等の世帯は除く)

## 2 要介護・要支援認定者数の状況

令和3年3月31日現在、要支援認定者数は109人、要介護認定者数は361人となっており、要支援認定者数は平成30年を境に減少し、要介護認定者数は350人から360人程度の間で推移をしています。

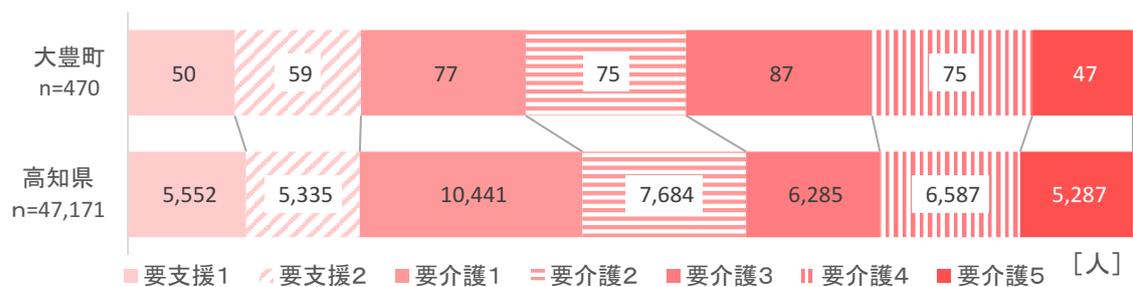
県全体の要支援・要介護認定者数の状況と比較すると、要介護3以上の割合が高くなっています。全体に占める要介護3以上の割合をみると、本町では44.5%、高知県では38.5%となっており、本町は県全体と比較し重度の認定者の割合が高くなっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

【要支援・要介護認定者における介護度別の割合（大豊町と高知県の比較）】

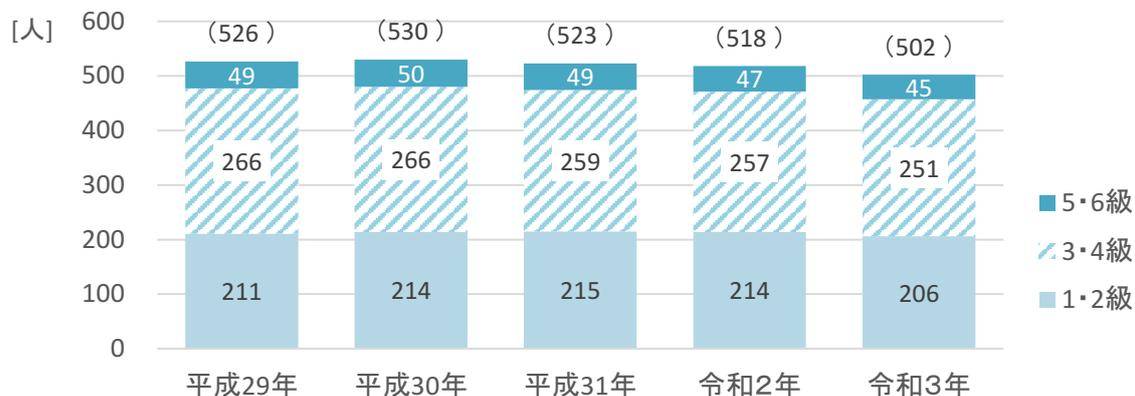


資料：介護保険事業状況報告（令和3年3月31日現在）

### 3 障害者手帳所持者の状況

#### (1) 身体障害者手帳所持者

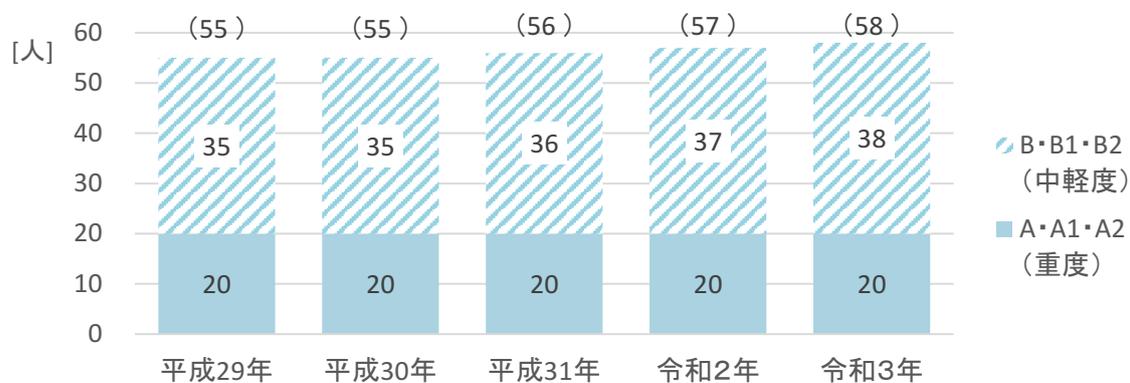
身体障害者手帳所持者は全体数で見ると減少傾向に推移しています。等級別にみると、3・4級の所持者が一番多く、全体の50.0%となっています。1・2級の所持者は全体の41.0%で、5・6級の所持者は9.0%となっています。



資料：各年3月31日現在

#### (2) 療育手帳所持者

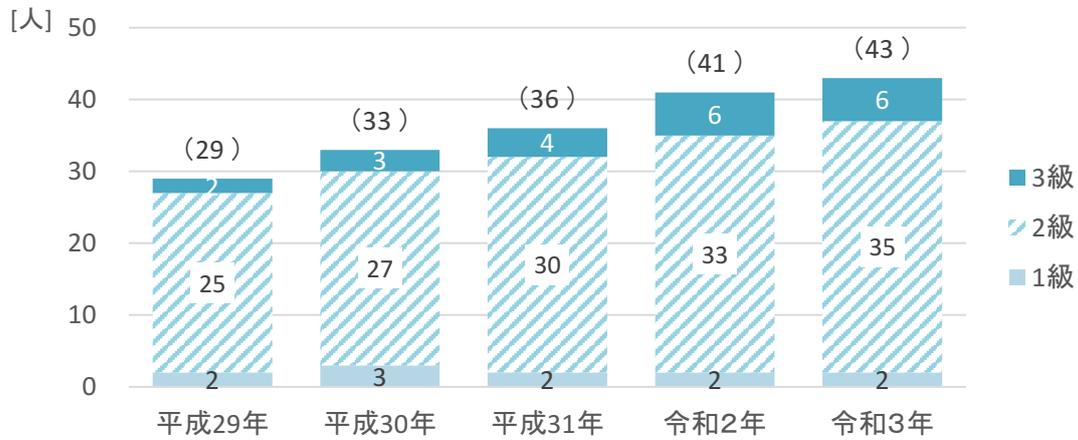
療育手帳所持者は全体数で見ると横ばいです。B（中軽度）の所持者がA（重度）の所持者よりもやや多くなっています。



資料：各年3月31日現在

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2級・3級ともに大幅に増加しています。等級別で見ると、2級の所持者が最も多く全体の81.4%となっています。

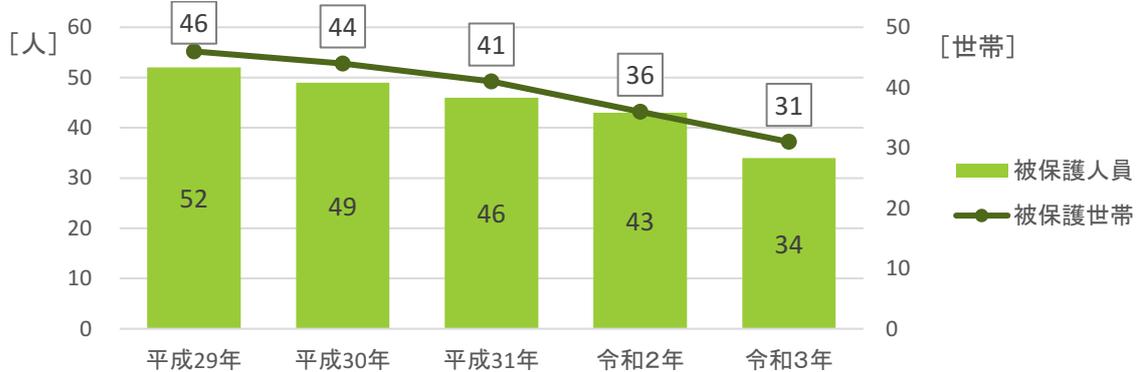


資料：各年3月31日現在

## 4 生活保護世帯の状況

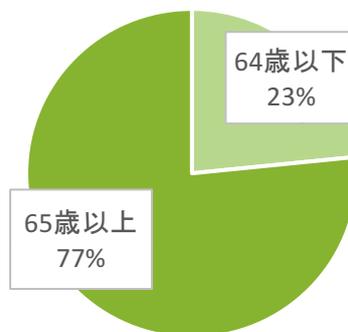
年々減少傾向にあります。要因としては被保護者の高齢化による町外の施設への入所や死亡があります。また、被保護人員を年齢別にみると65歳以上が77%となっています。

【被保護者世帯・人員の推移】



資料：各年4月1日現在

【被保護人員（年齢別）】



資料：令和3年4月1日現在

## 第3章 計画の基本的事項

### 1 基本理念

小規模自治体である本町では、住民がお互いの顔が見えるという利点があり、多くの地域で昔ながらの近所づきあいが残っています。しかし、人口減少や少子高齢化により住民同士の接する機会が少なくなり、つながりの希薄化が懸念される地域も増えています。そこで、地域住民と行政やボランティア、民生委員・児童委員、NPO（特定非営利活動団体）、社会福祉協議会、社会福祉団体などが協働して、すべての人が地域の中でかかわりを持つことができるような「我が事、丸ごと」の地域共生社会の実現が出来る環境づくりが必要です。

本計画の上位計画である第8次大豊町総合計画では、基本理念として「環境と交流から山村を再生」するとともに、「山村を支える人たちの安全、安心、快適の確保」、「山村の未来を担う世代の子育て、教育環境の整備」を進め、元気な町民と、地域資源を生かした大豊ならではの営みによって、「環境世紀にふさわしい元気な山村」を実現すると定められています。その理念に則し、本計画では、子ども・高齢者・障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちを目指し、基本理念を次のように定めます。

#### — 基本理念 —



元気な地域で  
誰もが安心して  
暮らすことのできるまち

## 2 基本目標

本計画では、基本理念を具体化するため、次の3つの基本目標を定め、関連する施策の着実な推進を図ります。

### 基本目標1 安心の仕組みづくり

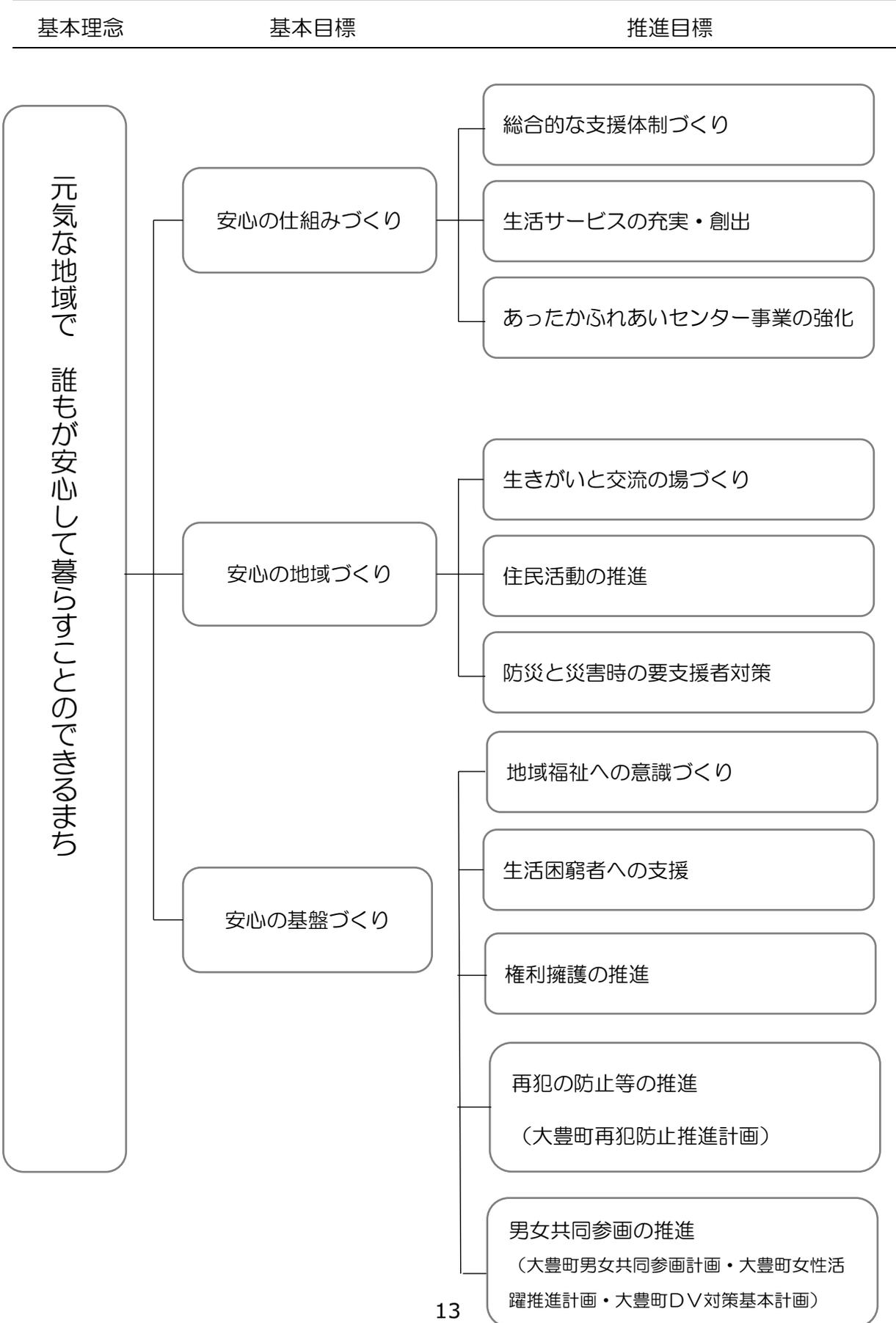
家庭や地域が抱える問題は多様化・複雑化しており、これまでの見守り活動や公的  
制度から外れる人も増加し、社会的に孤立する人も増加しています。地域において、  
ちょっとした変化・異変に気づき支え合うことができる体制づくりとともに、地域課  
題に対応していくために、地域福祉にかかわるものが、今まで以上に連携を強化し、  
地域福祉のネットワークの構築をめざします。

### 基本目標2 安心の地域づくり

地域住民が、安心していきいきと暮らすためには、生きがいづくり、健康づくり、  
防災活動、生涯学習等の様々な取り組みが必要不可欠です。これまでに取り組んでき  
た各施策の充実を図るとともに、住民が主体的に取り組める活動の場や交流の場を充  
実させ、活動を通じて課題を見つけ、解決に向けた取り組みができる地域づくりをめ  
ざします。

### 基本目標3 安心の基盤づくり

差別や排除のない地域社会実現のために、支援を必要とする人への理解を深め、一  
人ひとりが社会福祉の活動に主体的に取り組むことを目的とした福祉教育を推進し、  
住民みんなで支え合える地域をめざします。



## 第4章 施策の展開

基本目標1 > 安心の仕組みづくり

< 推進目標1 > 総合的な支援体制づくり

### 【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して生活するためには、福祉や保健をはじめとする生活に関する情報が必要な人に正確に伝わることや身近に相談できる環境づくりが必要です。近年の福祉課題は多様化・複雑化しており、少しの手助けで解決できることから、解決策を見つけることができない深刻なことまで様々なケースがあります。このことから、各機関がお互いの役割を認識し、連携を図り、総合的に支援する体制づくりが求められています。このことから、地域で自立した生活を継続するため住民主体の支え合いや地域活動を支援する「まるごと包括支援センター」を令和3年度から立ち上げました。

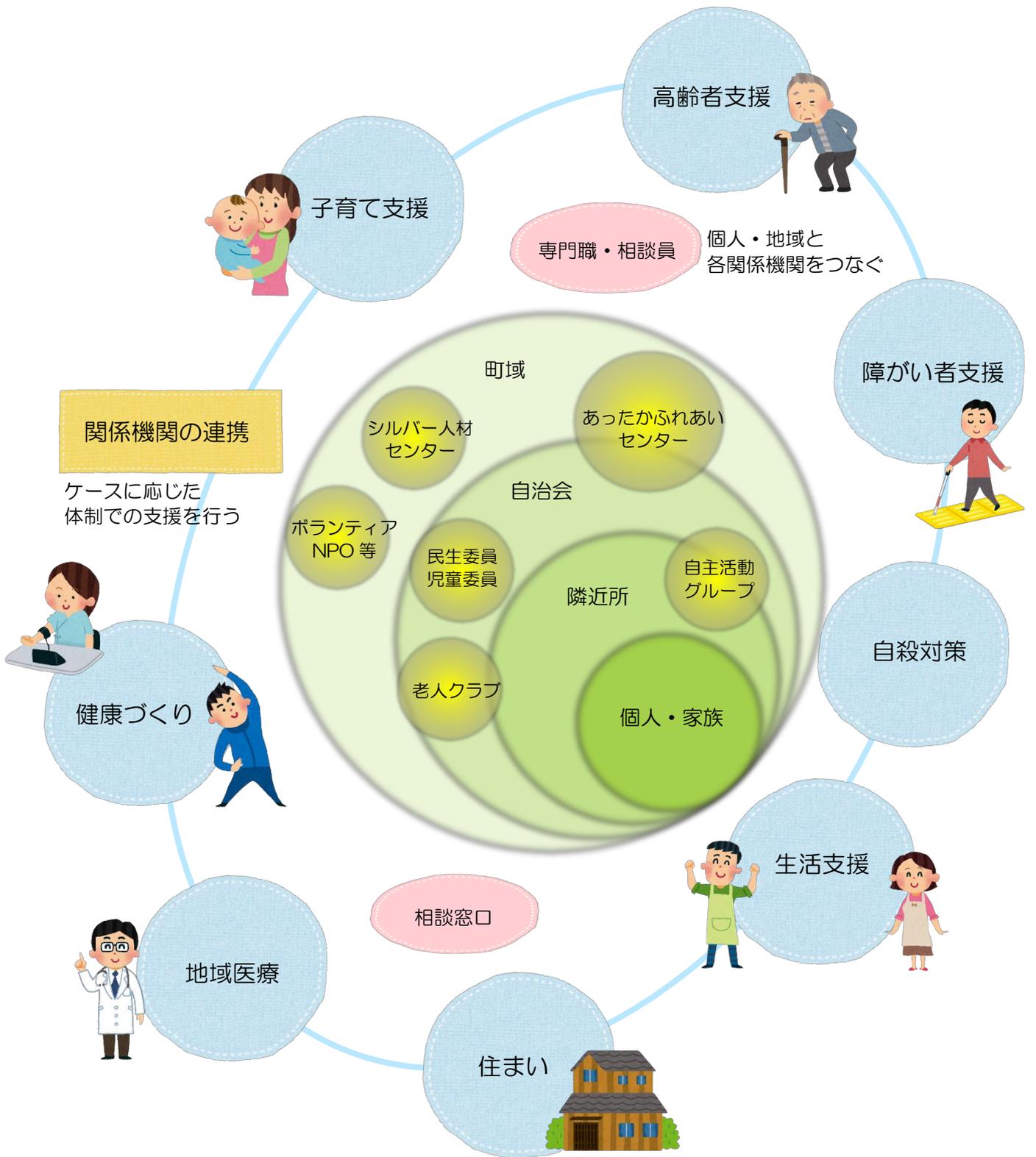
### 【施策の方向性】

- 地域包括支援センターを中心に、子育て世代、障がいのある方、生活にお困りの方を支える全世代対応型拠点として「まるごと包括支援センター」を設置し、住民からの様々な相談に対応します。
- 住民からの相談を待つだけでなく、地域に積極的に出向き住民の生活を見守ります。

### 【主な取り組み】

- 町と社会福祉協議会の連携（見守り連絡会）
- 総合相談
- 70歳以上の高齢者訪問（集落支援員）
- フレイル予防事業

【重層的（まるごと包括支援）支援体制のイメージ】



【現状と課題】

人口減少や少子高齢化が進む中、高齢独居世帯の割合の増加や世帯状況の多様化などにより、日常生活における新たな課題への対応が求められています。特に本町のような急傾斜地に集落が点在している環境では、多種多様かつ少数のニーズが存在し、全国一律基準のサービスでは対応できていないという現状があります。そこで、制度の狭間を埋め、地域のニーズに柔軟な対応ができるサービスの充実・強化・創出が急務となっています。また、本町では近隣自治体に比べ、団体や事業所等の資源が少ないため人材確保が課題となっています。

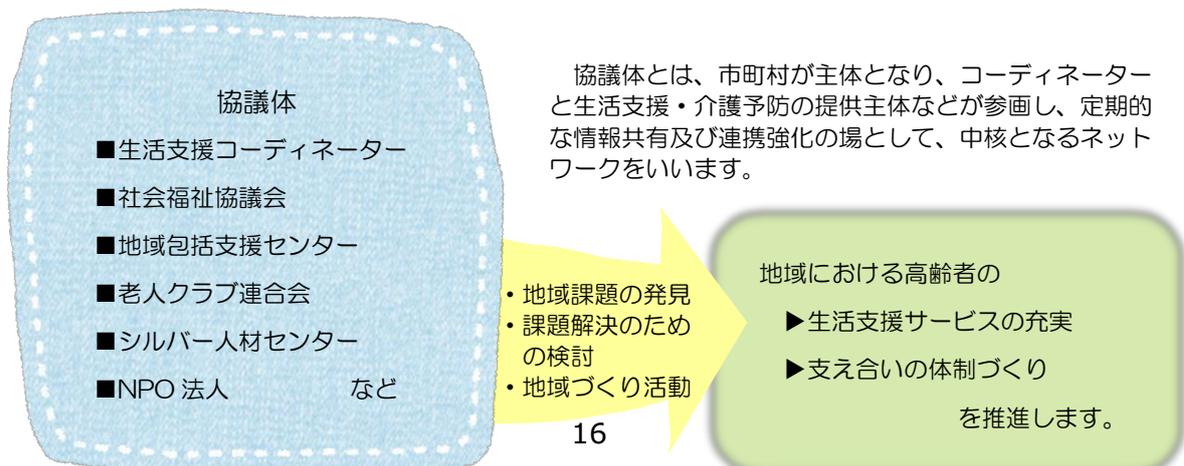
【施策の方向性】

- 住民ニーズや生活課題の積極的な把握に努めます。
- 現在のサービス内容が維持できるように関係機関と連携するとともに、ニーズに対応したサービスの充実に努めます。
- 本町だけでなく近隣の自治体と共に、サービスの受け皿になりうる団体等と協議するなど、各種関係機関と連携してサービス創出の検討を進めます。
- 生活支援体制整備事業における協議体を設置し、サービスの充実・創出に努めます。

【主な取り組み】

- 65歳以上を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- 高齢者に対するサービス（見守りネットワーク事業、敬老事業）
- 子育て世帯に対するサービス（乳幼児医療費助成、放課後子ども教室、子育て応援助成金）
- ひとり親家庭に対するサービス（ひとり親家庭医療費助成）
- 障がい者（児）に対するサービス（重度心身障害児・者医療費助成、障害福祉サービス、福祉タクシー）
- その他のサービス（通院タクシー、乗合タクシー、透析患者通院助成、障害者就労通所支援、運動教室、健康相談、健康教育）

【協議体のイメージ】



＜推進目標 3＞

あったかふれあいセンター事業の強化

【現状と課題】

平成 21 年度より大豊町社会福祉協議会に業務委託し、あったかふれあいセンター事業を展開しています。令和 3 年度現在、大豊町総合ふれあいセンターを拠点とし、町内地域集会所等 26 か所のサテライトで実施しています。機能としては「集い」「送迎」「生活支援」のニーズが高く、これらについて強化する必要があります。また、閉じこもりがちな精神障がい者が気軽に集える場の確保として、精神障がい者のみを対象としたサテライト「ちょこっと」を実施しています。

【施策の方向性】

- 地域の課題に応じた柔軟な対応をするために、地域のニーズ把握や各関係機関との連携を強化します。
- 運動機能低下・閉じこもり・認知症などの予防対策の強化や認知症の早期発見に努め、健康を維持し地域で元気に暮らせるよう支援を行います。
- 病院受診・買い物・行政機関や金融機関の利用などの「生活支援」については、これからも高いニーズが予測され、きめ細やかな支援体制に努めます。

【あったかマップ】



実施場所：あったかふれあいセンター・各地区集会所等

実施内容

- 集い（居場所づくりや介護・認知症予防）
- 送迎（集いの場への送迎）
- 生活支援（病院受診・買い物・行政機関での手続き・金融機関の利用）
- 交流（町内保育所や町内中学生等との交流）
- 学び（警察署職員や保健師による学びの場）
- 訪問（見守り訪問）
- 相談（日常生活の困りごと等の相談対応）
- つなぎ（相談や困りごとを各関係機関につなぐ）

## 基本目標 2 > 安心の地域づくり

### < 推進目標 1 > 生きがいと交流の場づくり

#### 【現状と課題】

身近で気軽に集える場があることは生きがいづくりや地域の交流の場として大きな役割を果たします。地域からの孤立をなくし、必要な社会資源の活用、就労先の開拓や様々な社会参加の場づくりを確保する必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 生きがいづくりや健康づくりの場を充実させます。
- 高齢者や障がい者の就労の場の確保に向けた支援に努めます。
- 子育て中の親や介護家族など当事者同士が集える場の確保に努めます。

#### 【主な取り組み】

- デイケア交流会
- 運動教室
- 子育て相談「よちよち」
- シルバー人材センター支援

### < 推進目標 2 > 住民活動の推進

#### 【現状と課題】

人口減少や高齢化の進行により、地域での住民同士の支え合いの力が弱まってきています。今後、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくためには、住民参画による支え合いの地域づくりが必要となっています。

#### 【施策の方向性】

- 生活課題の早期発見、住民同士の支え合いの仕組みとして、自主活動グループや老人クラブ活動などの地域での集いの場づくりを推進します。
- 見守り・支援を必要とする世帯の見守り活動などを、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員など関係団体の連携のもとで推進します。
- 「地域のみんなで助け合う」、「地域のみんなで守る」、「地域をみんなで元気にする」の3つの取り組みを基本とした地域による取り組みを支援します。

#### 【主な取り組み】

- みんなで支える郷づくり事業
- 食生活改善推進員活動支援
- 老人クラブ活動支援
- 地域介護予防活動支援事業

【現状と課題】

本町では、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に伴い、「地域防災計画」及び「避難行動要支援者避難支援プラン」を策定し、要支援者対策を進めています。また、台風などの災害に備え、事前防災行動計画（タイムライン）を策定し、「いつ」「誰が」「何を」するのかを時系列に取りまとめて、要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるように努めています。しかし、現状では避難訓練や要支援者への支援体制が不十分な状況です。

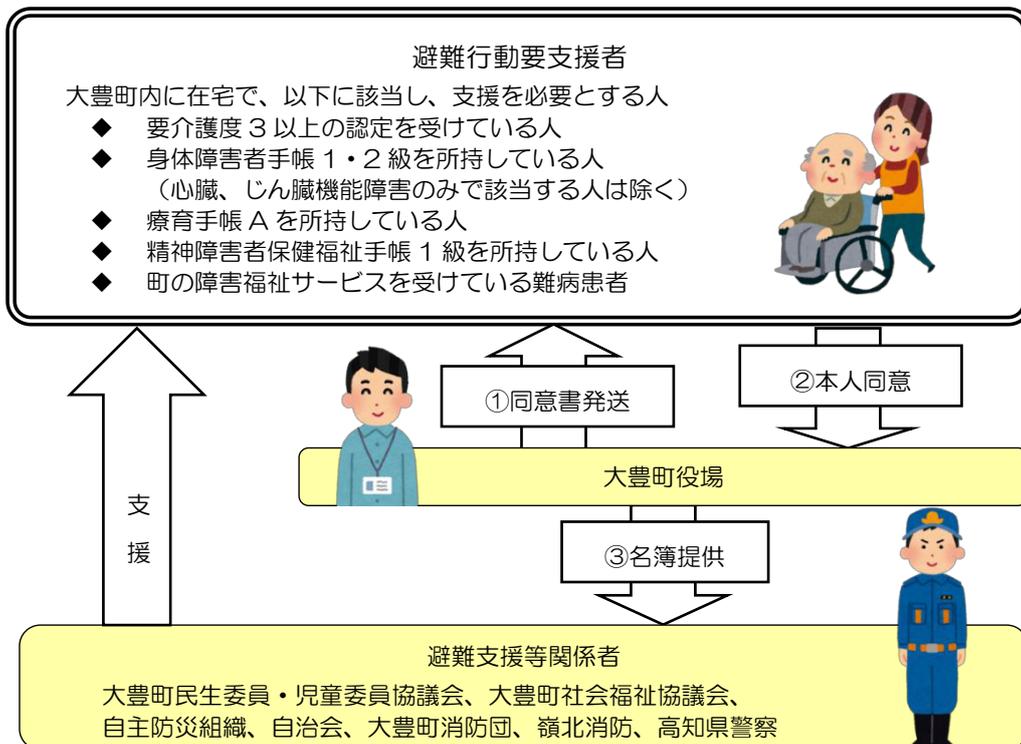
【施策の方向性】

- 災害対策基本法で市町村に義務付けられた「避難行動要支援者名簿」の定期更新の実施及び個別計画の作成を進めます。
- 各地域においてタイムラインを策定し、避難訓練を実施するなど、地域における避難支援体制の整備を図ります。
- 「大豊町地域防災計画」に基づき災害時に迅速かつ確かな情報収集及び指示ができるよう、行政、消防、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、介護保険事業者等が連携して、要支援者に必要な情報が速やかに届くよう配慮します。

【主な取り組み】

- 避難行動要支援者への避難支援対策
- 自主防災組織の充実
- 地域防災力向上支援

【避難行動要支援者避難支援プランの概要】



## &lt; 推進目標 1 &gt;

## 地域福祉への意識づくり

## 【現状と課題】

地域福祉を推進していくためには、一人ひとりの人権を尊重し、人とのつながりを大切にするという意識づくりがとても大切です。また、地域や地域福祉に関心を持ち、理解を深めるとともに、地域福祉活動へ積極的に参加・協力するなど、住民一人ひとりの意識を高めることも重要となってきます。人口減少や少子高齢化に伴い、地域活動を担う人材育成が課題となっており、幼少期からの福祉学習や住民に対する広報・啓発を進める必要があります。

## 【施策の方向性】

- 学校等において人権尊重の理念の正しい理解や人権の大切さに気付く豊かな感性を育成し、人権を尊重した言動ができるような取り組みを推進します。
- 子どもたちが生まれ育った大豊町の将来に強い思いを持ち、地域への愛着を育めるよう、地域の方との交流や伝統文化の学習などの機会を積極的に設けます。
- 住民に対する認知症等に関する勉強会などの福祉教育の推進や、様々な活動や行事を通じた認知症や障がい等に対する理解の促進を図ります。

## 【主な取り組み】

- 人権啓発活動（講演会・人権の花運動）
- 認知症サポーター養成講座
- 学校における福祉学習（人権学習・保護者や地域と連携した体験活動）
- れいほく地区あったかハートふれあい大会

## &lt; 推進目標 2 &gt;

## 生活困窮者への支援

## 【現状と課題】

貧困層の存在や非正規雇用の増加など、生活困窮に至るリスクの高い層の増加が課題となっていることから、平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援にかかる対策が推進されています。生活困窮者は、単に経済的困窮だけでなく、社会的孤立や疾病、家族関係など複合的な困難を抱えていることも多く、生活保護や他の制度の対象とならないケースもあり、制度の狭間にあたる人たちへの対策が必要となっています。

## 【施策の方向性】

- 支援を必要とする人が円滑に支援を受けられるよう、関係機関が連携し、情報共有等により生活困窮者の早期把握に努めます。
- 個々の状況に即応した社会保障制度の効果的な適用を図るとともに、生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、必要に応じて自立支援機関への適切な「つなぎ」ができる体制を整え

ます。

○分野ごとの相談窓口の機能強化が難しいこともあり相談窓口の一本化や相談しやすい環境を検討します。

【主な取り組み】

○総合相談事業

< 推進目標 3 >

権利擁護の推進（第2期成年後見制度利用促進計画）

【現状と課題】

一人暮らし高齢者、認知症高齢者や身寄りがいないなど社会的孤立状態にある方も増加しており、本人の意思を尊重するための権利擁護支援のニーズが増えています。また、知的障害や精神障害等で自己決定（自分の在り方を決めること）に困難さを抱える方のための意思決定支援の重要性も高まっています。子どもや障がい者（児）、高齢者に対する虐待など、人権侵害を見逃さない地域づくりと対応が求められています。

【施策の方向性】

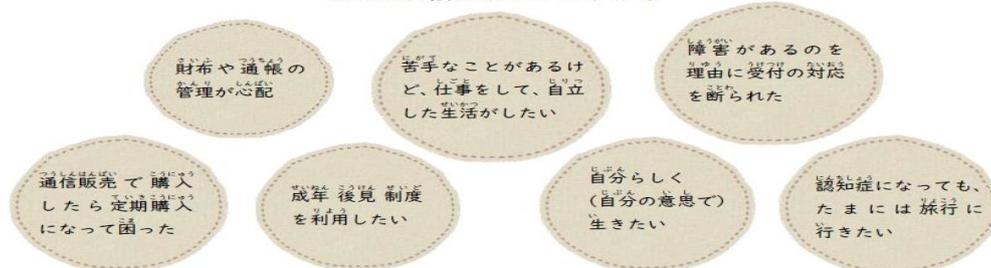
- 認知症高齢者や知的・精神障がい者が必要な制度を利用でき、安心した生活を送れるよう、権利擁護の中核となる窓口を設置し制度を必要とする人を利用につなげる支援を行います。
- 子どもや障がい者（児）、高齢者等への権利を守る視点から虐待防止・成年後見制度利用促進など「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、関係機関との情報共有と連携を図り、早期発見、早期対応に努めます。

【主な取り組み】

- 権利擁護窓口やまがら ○成年後見制度町長申立 ○成年後見制度利用支援事業 ○消費者行政
- 虐待防止・権利擁護ネットワーク委員会 ○要保護児童対策地域協議会

【権利擁護窓口やまがら】

～こんなお悩みはないですか？～



家族から『言葉による執拗な叱責、筆簽を自由に使わせてもらえない、行動を制限させられている』など、恐怖心や生きづらさを感じている



#### <推進目標4>

#### 再犯の防止等の推進（大豊町再犯防止推進計画）

##### 【現状と課題】

罪を犯した人は、生活困窮や高齢、障がい等、様々な生きづらさを抱えている人が少なくなく、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。また、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまう事が有ります。

##### 【施策の方向性】

- 大豊町における更生保護の活動拠点である嶺北保護区保護司会への運営支援などを通じ、更生保護関係の支援者・団体が行う活動等の充実を図ります。
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「大豊町再犯防止推進計画」として位置づけます。
- 罪を犯した人等が地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関（高知保護観察所、法務少年支援センターこうち、コレワーク四国等）や医療・福祉関係機関、各種団体等との連携強化を図っていきます。
- 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等において、再犯防止に関する広報・啓発活動を実施し、地域住民への理解促進を図ります。

##### 【主な取り組み】

- 社会を明るくする運動
- 「再犯防止啓発月間（7月）」

#### <推進目標5>

#### 男女共同参画の推進

（大豊町男女共同参画計画・大豊町女性活躍推進計画・大豊町DV対策基本計画）

##### 【現状と課題】

###### \*大豊町男女共同参画計画\*

社会の様々な制度・慣行の中には固定的な性的役割分担意識が今なお残っているのが現状です。男女共同参画社会の実現に向けて、この意識を変えることが課題です。また、男女共に仕事と家庭・地域生活の調和を図るためには、ワークライフバランスの実現に向けた環境づくりが求められており、町民への啓発と合わせて企業への啓発が必要です。

###### \*大豊町女性活躍推進計画\*

大豊町では、区長や各会の委員など女性が多く活躍されており、仕事に関しても結婚・出産等を機に退職し社会復帰するのが難しいという状況は低いといえます。しかし、各種団体において、女性は積極的に参加し大きな役割を担っているものの、依然として方針決定にかかわる役職等の割合は多くはありません。

###### \*大豊町DV対策基本計画\*

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性であることから、男女共同参画

の推進に向けて、解決しなければならない重要な課題です。DVやセクシャルハラスメントなどの被害を受けている方が誰にも相談出来ず、これらの問題が表面化しにくいことや、男女間の意識の相違で自分が加害者や被害者であることの自覚が無いことがあります。

#### 【施策の方向性】

##### \*大豊町男女共同参画計画\*

男女共同参画社会の実現に向けて、性別にとらわれることなく人権を尊重し合い、ともに考え、ともに地域づくりを担いながら、家庭においても家族が互いに役割を分かち合い、全ての人が個性や能力を発揮できるまちづくりを進めます。また、仕事と生活の調和がとれた生活を送ることができるようにワークライフバランスの重要性を普及啓発していきます。

##### \*大豊町女性活躍推進計画\*

女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重される環境づくりと社会認識の重要性を啓発していきます。

仕事と子育て、介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく働くことができるよう施策の充実を図ります。また、男女共同参画社会の形成には、女性の施策・方針決定過程への参画が重要であるため、まずは町が率先して施策・方針決定過程への女性の参画の拡大に取り組みます。

##### \*大豊町DV対策基本計画\*

DVは当事者意識が薄く潜在化しやすいため、誰にでも起こりうる問題であるという認識を持つことが大切です。

DVを容認しない社会環境づくりのため、パートナー間や男女間でのDVやセクシャルハラスメントなどに対する問題意識の共有に向けた啓発活動を行います。また、関係機関との連携を図りながら、専門相談の充実等、支援体制の確立に努めます。

#### 【主な取り組み】

○広報紙等による広報・啓発

○講演会の開催

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進と評価

本計画が掲げた基本理念や基本目標を達成するために、住民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、事業者、行政等が、地域福祉の担い手となり、それぞれに期待する役割を果たすことで、連携・協働して計画を推進します。

また、計画の評価については、必要に応じて「地域福祉計画推進委員会」を開催し、地域福祉事業の進捗状況の把握、計画の評価・分析を行い、改善や見直しを行っていきます。

#### (1) 庁内関係部局との連携

地域福祉の課題は、福祉分野をはじめ、防災、教育等の様々な分野にわたり、総合的・横断的な取り組みが求められることから、庁内関係各課が情報の共有化と連携を図り、施策を推進します。

#### (2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な存在であり、地域に密着した多様な福祉事業を展開しています。社会福祉協議会が策定する、「地域福祉活動計画」は、福祉のまちづくりに向けて地域を支え、地域力を発揮してきた各種団体との地道な協働を通じ、それぞれの立場で地域福祉を考え行動していくための指針となるものです。地域福祉推進のためには、町と社会福祉協議会が、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、一体的な推進を図っていきます。

### 2 計画の普及と啓発

地域福祉は、行政だけでなく、地域に関わる全てのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。住民一人ひとりが地域における支え合いの重要性、地域福祉に対する理解を深め、本計画に掲げる取り組みを実践、継続していけるよう、広報誌、ホームページ等への掲載を行い、広く住民に周知します。

## 第2期計画の検証・評価一覧

### 基本目標1 安心の仕組みづくり

#### <推進目標1> 総合的な支援体制づくり

実施事業	担当課・班	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
機構改革	住民課 ⇒住民生活課・ 地域福祉課	令和3年4月 地域福祉課内に まるごと包括支援センター (地域支援班・福祉班・健 康づくり班)の設置	地域包括支援センター を中心に、子育て世 代、障害のある方、生 活にお困りの方等を支 える全世代対応型拠点 の設置	継続・充実

#### <推進目標2> 生活サービスの充実・創出

実施事業	担当課・班	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査	地域支援班	令和元年12月実施 第8期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画に反映	高齢者福祉計画・介護 保険事業計画策定の前 年に実施し、ニーズの 把握の資料とする。	継続・充実
見守りネットワー ク事業	福祉班	令和3年3月末現在 愛コンタクト 40件 ミルック 30件 シルバーフォン 12件	ミルックが令和4年3 月31日に廃止される ため、愛コンタクトや その他見守り方法を検 討する。	継続・充実
敬老事業	福祉班	金婚夫婦祝福記念品贈呈事 業 敬老記念品贈呈事業 高齢者表彰	高齢者に敬老の意を表 し、祝福するために各 種事業を引き続き実施 する。	継続
乳幼児医療費助成	福祉班	年度別、件数、助成額 H29 2,608件 6,369千円 H30 2,745件 5,905千円 R1 2,155件 4,481千円 R2 1,859件 3,800千円	特に課題は無い。今後 も引き続き継続する。	継続
放課後子ども教室	教育委員会	年度別 利用人数 H29 69人	主に小学生を対象とし て、町内2カ所で、平	

		H30 72人 R1 76人 R2 79人	日毎日開催している。	
子育て応援助成金	教育委員会	保育園児、1歳以上未就園児：商品券による保育料の還元、経済的支援 小学校入学：学用品等の支給 中学校入学：制服等の支給 高校生：通学支援として商品券1人当たり6万円	令和4年度より、保・小・中の総合教育エリア創設、義務教育学校として新しい学校の開校 子どもの育成環境の向上に努める。	継続・充実
ひとり親家庭医療費助成	福祉班	年度別、件数、助成額 H29 609件 1,563千円 H30 521件 1,384千円 R1 306件 665千円 R2 233件 619千円	特に課題は無い。今後も引き続き継続する。	継続
重度心身障害児・者医療費助成制度	福祉班	年度別、件数、助成額 一般・高齢者合計 H29 1,404件 19,839千円 H30 1,330件 15,299千円 R1 1,429件 14,388千円 R2 1,488件 14,602千円	特に課題は無い。今後も引き続き継続する。	継続
障害福祉サービス	福祉班	相談支援の充実、地域生活の充実、自立の促進、社会参加の推進と施策大綱を定め、関係機関との連携を密に図り障害福祉サービスの充実に努めており各種サービスへ繋げている。。	各種サービスへ繋げるため関係機関と連携し情報共有を行い、障害のある方が地域で安心して暮らせるように、個々の現状を把握し適切なサービス・支援などを実施する。	継続

福祉タクシー	福祉班	助成実人数、助成額 H29 106人 1,417千円 H30 111人 1,402千円 R1 105人 1,355千円 R2 92人 1,202千円	H28年4月から要綱改正され、身体障害に知的・精神障害の一定の等級にある方が助成対象者となったが、対象者数は、減少傾向にある。	継続 R1～透析通院報償費が設定された。
通院タクシー	福祉班	助成延べ人数、助成額 H29 2,244人 6,672千円 H30 2,309人 6,983千円 R1 2,060人 7,152千円 R2 2,114人 7,209千円	助成延べ人数は、徐々に減少しているが、一人当たりの助成額は微増状態 交通手段が乏しい高齢者の利用が中心であり、継続の必要性あり。	継続、充実
乗合タクシー	企画財政班	助成延べ人数、助成額 H29 788人 1,920千円 H30 692人 1,861千円 R1 836人 2,675千円 R2 761人 3,081千円	1人若しくは少人数での高知市等への長距離利用が増え、一人当たりの助成額が増加している。 公共交通機関を利用しやすい方法等を検討する。	継続
運動教室	健康づくり班 地域支援班	開催回数、参加延べ人数 ●はつらつ健康運動教室 H29 12回 117人 H30 12回 116人 R1 11回 72人 R2 11回 89人 ●いきいき元気運動教室 H29 ホールウォーキング教室 12回 166人 H30 ホールウォーキング教室 12回 117人	『はつらつ』は、R1年に庁舎移転に伴い日程と場所を変更し、土曜日に開催したが、参加者は固定化している。 『いきいき』にも参加者の固定化が見られる。 セルフケアの意識付けができるよう、参加者のニーズを教室のメニュー	継続 日程内容等検討し 参加者の増加を目指す

		R1 11回 115人 R2 10回 115人	ユーに反映させる必要あり。	
健康教室 健康相談 健康教育	健康づくり班 地域支援班	住民の集いの場、あったか ふれあいセンター事業、老 人クラブ活動と協力しなが ら実施、また、健診後の特 定保健指導として実施	対象者のニーズ等によ って相談、教育、指導 内容等を評価する必要 あり。	健康増進計画、高 齢者福祉計画にて 記述し本計画から は削除

〈推進目標3〉 あったかふれあいセンター事業の強化

実施事業	担当課・班	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
あったかデイサービ ス（高齢者） ふれあいデイサービ ス（障がい者）	福祉班 大豊町社会福祉 協議会	いきいき百歳体操を行い、 高齢者の筋力維持が出来 た。 精神科等の医療機関へ情報 を伝えた。 利用者同士の誘い合いや、 行政からの声掛けが有り参 加者が増えている。	利用者に合った筋力ア ップ体操を行ってい く。 声かけ、誘い合いをし 利用してもらえるよう に働きかける。 認知症に方が増えてい るため予防に取り組 む。	継続、充実

基本目標2 安心の地域づくり

〈推進目標1〉 生きがいと交流の場づくり

実施事業	担当課・班	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
デイケア交流会	福祉班 嶺北地区自立支 援協議会	4町村の障がい者の集いの 場として、1回/年開催 R1 参加者約30人 R2 開催できず	新型コロナウイルス感 染症のため、各町村や 事業所単位の開催など 工夫が必要	継続・工夫
介護家族の会	地域福祉班	開催回数、参加延べ人数 H29 2回 5人 H30 参加希望者0人	H26から実施し、当初 は延べ11人の参加が あったが、要介護者の 施設入所等が増加し、 H29年度以降は未開催	当計画からは削除 対象者のニーズに より開催の検討
子育て相談「よちよ ち」	健康づくり班	開催回数、参加延べ人数 H29 12回 100人 H30 11回 127人 R1 11回 110人 R2 9回 45人 R3年度は、高齢者との交 流実施	妊婦は日中仕事をして いる為参加が少ない。 新型コロナの為、R2年 度は、開催回数制限あ り、会食を伴う事業が できなかった。 多世代交流の検討	継続・充実 保育所との連携強 化
シルバー人材センタ	福祉班	支援事業費	会員数は、R2年度嶺北	継続

一支援		H29~R2 2,100千円 大豊町会員数 H29 38人 H30 43人 R1 44人 R2 44人	全体で200人中大豊町の会員は44人である。町内の依頼内容としては、草刈、農作業等が多い。会員確保と受注事業確保が課題である。	
-----	--	--	---	--

〈推進目標2〉 住民活動の推進

実施事業	担当課・班	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
みんなで支える郷づくり事業	総務課	H29 9,710千円 H30 13,901千円 R1 13,642千円 R2 12,412千円	地域の困りごとには共通性がある（支障木、道役、ゴミ箱の設置、集会所など） 補助額の設定等には検討の余地あり。 更なる制度の広報・周知も必要	維持、改善
食生活改善推進員活動	健康づくり班	推進員人数、事業回数 H29 58名 917回 H30 52名 697回 R1 44名 519回 R2 39名 523回	推進員の減少 コロナ禍における活動内容の工夫と変更が必要	継続
老人クラブ活動支援	福祉班 大豊町社会福祉協議会	クラブ数、会員数 H29 12団体 371人 H30 11団体 329人 R1 11団体 317人 R2 11団体 294人	H30年度から久北会が休会 会員数の減少、コロナ禍において活動休止期間が長くなっている。	維持・継続
地域介護予防活動支援	地域支援班	団体数、実人数 H29 6団体 58人 H30 7団体 72人 R1 7団体 75人 R2 5団体 62人	継続して活動している団体が多く、集団体操が中心である。 多様な介護予防活動の継続支援が必要	継続・充実 介護予防の取組を周知し、充実を図る。

〈推進目標3〉 防災と災害時の要支援者対策

実施事業	担当課・班	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
避難行動要支援者への避難支援対策	福祉班	要支援者数、個別計画作成数 H29 93人 71人 H30 81人 64人	施設入所や長期入院など、名簿登録者に移動があり名簿の整理に反映できてない場合がある	継続、充実

		R1 102人 60人 R2 96人 75人	る。	
自主防災組織の充実	総務課 総務防災班	R2 年度までの自主防災組織の立ち上げは、1,982世帯/2,023世帯に相当し約98.0%である。	複数地区合同での自主防災組織の立ち上げ等により、100%の組織率を目指す。	継続、充実
地域防災力向上支援	総務課 総務防災班	H28 年度より防災士の養成講座参加への支援（研修受講料、テキスト代助成）を実施 防災士資格保持者 R2 現在 12人	養成講座（2日間）への参加者希望者が少ない。地域のリーダー育成が課題	継続、充実

### 基本目標3 安心の基盤づくり

#### 〈推進目標1〉 地域福祉への意識づくり

実施事業	担当課・班	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
人権啓発講演会	福祉班	年1回実施 大豊町社会福祉大会又は大豊町ボランティア大会に併せて人権啓発講演会を企画実施している。	新型コロナウイルス感染症発生状況の様子を見ながら、開催時期や方法等を検討する必要がある。	継続
人権の花運動	福祉班	年1回実施 毎年11月頃に小・中学生に花の植栽を通して命の大切さや人権尊重の学びのきっかけとする運動を実施している。	課題は特にない。今後も人権の花運動を継続して続けていく。	継続
認知症サポーター養成講座	地域支援班	開催回数、養成人数 H29 4回 114人 H30 5回 130人 R1 2回 15人 R2 2回 28人	H30 年度までは、地域住民を主な対象としていたが、R1 年度以降は、若い世代への啓発のため、小中学校や職場での養成を行っている。	継続、充実 今後、金融機関等においても働きかけを充実させていく。
学校における福祉学習	教育委員会 地域支援班 社会福祉協議会	高齢者ふれあい体験（小学校・低学年対象） 高齢者体験（小学校・高学年対象） 認知症サポーター養成講座	H29 年度から、高齢者理解を深めるために、小学校での高齢者ふれあい体験及び高齢者体験、中学校での認知症	継続、充実 学校において、高齢者との交流活動など、高齢社会の現状や認知症の人

		中学生・養成人数 H29 38人 H30 11人 R1 11人 R2 17人	サポーター養成講座を実施している。これらの小中学生への切れ目のない学習を通して、認知症高齢者を支える人材の育成につながっている。	を含む高齢者への理解を深めるような教育を推進します。
れいほく地区あったかハートふれあい大会	福祉班 れいほく地区自立支援協議会	れいほく地区自立支援協議会主催で、障がい者への理解、相互交流と地域への啓発目的で1回/年開催 R1 総参加者74名 R2 新型コロナウイルス感染症の為に中止	新型コロナウイルス感染症禍での、活動活動方法や啓発方法の検討が必要である。	継続

#### <推進目標2> 生活困窮者への支援

実施事業	担当課・班	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
総合相談事業	地域福祉課	困窮相談件数（相談全数） H29 0件（121件） H30 8件（301件） R1 7件（190件） R2 5件（278件）	生活困窮に関する相談以外にも、介護相談や医療相談の中で生活困窮が分かる場合もある。	継続、連携強化 生活困窮事業の主たる事業は大豊町社会福祉協議会

#### <推進目標3> 権利擁護の推進

実施事業	担当課・班	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
成年後見制度町長申立	地域支援班	町長申立件数 H29 0件 H30 0件 R1 1件 R2 1件	親族がいない又は親族関係が希薄な高齢者の増加が予測される。	継続
成年後見利用支援事業	地域支援班	H29～R2 利用0件	制度設定は行われているが、現在利用件数無し。	継続
高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク委員会	福祉班 地域支援班	年に1回委員会を開催している。	関係機関と連携を密にし、案件があれば委員会を適宜開催し適切な対応を行う。	継続、充実

大豊町地域福祉計画策定委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体 名 等	備 考
各種団体の 代表者	杉本 麗子	大豊町連合婦人会会長	委員長
	下村 守正	大豊町区長協議会会長	
	佐々木 文三	大豊町身体障害者協議会会長	副委員長
	佐々木 香代子	大豊町ボランティア連絡会会長	
	中西 金保	大豊町老人クラブ連合会会長	
福祉関係者	好永 公一	大豊町社会福祉協議会会長	
	旭 みどり	大豊町民生委員協議会会長	
医療関係者	高橋 雄彦	大田口医院・高橋医院 院長	
学識経験者	大谷 浩之	さくら司法書士事務所司法書士・行政書士	
	尾木 朝子	高知県中央東福祉保健所地域支援室長	
	下村 賢彦	大豊町副町長	



大豊町地域福祉計画（変更）

令和6年2月

大豊町地域福祉課

〒789-0392 高知県長岡郡大豊町津家 1626 番地

電話番号 0887-72-0450（代表）